

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第 3 0 8 会計隊長 藤岡由裕

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4QF61KK01250		4RRA1AZ0183 0001				6-120	
品名 または 件名							
(6) 豊川駐屯地高置水槽漏水補修							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
陸上自衛隊豊川駐屯地			業務隊 管理科 営繕班				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
高橋技官 (3317)			令和7年3月31日 (月)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和7年3月4日 (火) 11時00分 第 3 0 8 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

「契約条項等を示す場所」
契約条項及び仕様書は、下記に示す期間、第 3 0 8 会計隊事務室 契約班窓口において配布する。
令和 7 年 2 月 1 3 日～令和 7 年 3 月 3 日 (0 9 0 0～1 5 0 0) (土日については電話連絡をお願い致します)

仕様書担当者 業務隊 管理科 高橋
電話番号 0 5 3 3－8 6－3 1 5 1 (内線：3 3 1 7)

契約班担当者 会計隊 契約班 永井
電話番号 0 5 3 3－8 6－3 1 5 1 (内線：3 3 3 7)
FAX番号 0 5 3 3－8 4－7 8 5 0
メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

上記以外については別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）「役務の提供等」D等級以上かつ競争参加地域「東海・北陸」の資格を有する者であること
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (11) 第9号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

 - (ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

 - (ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) その他入札心得に示す「事務次官指示事項」の条件を満たすもの。

2 違約金に関する事項

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。

4 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者の入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札業者名、住所及び入札金額が判別し難い入札
- (4) 入札開始時刻に遅れた者の入札
- (5) 同一業者が入札した2通以上の入札書による入札
- (6) 入札書の内容を訂正したもので、その訂正について押印していない入札
- (7) 入札書の親金額の訂正は認めない
- (8) 第8項第1号で示す期限に遅れた郵便入札

5 適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の下記の条項を適用する。

- (1) 基本契約条項

役務請負契約条項
- (2) 特約条項
 - ア 談合等の不正防止に関する特約条項
 - イ 暴力団排除に関する特約条項

6 契約書の作成

契約書を作成する。契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

7 落札の決定方式

総品目総額決定（消費税抜）

なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

8 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和7年3月3日（月）17時00分必着分**までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第308会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に係りの無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 入札に参加する者は、**令和7年3月3日（月）17時00分までに**資格審査結果通知書の写しを提出してください。（FAX可）
- (4) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (5) 市場価格調査にご協力をお願いします。
- (6) 入札書への押印を省略する場合は、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。押印を省略しない場合は、従来通り、住所、会社名、代表者名の記載及び押印をお願いします。
- (7) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒442-0061 愛知県豊川市穂ノ原1-1
陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊 契約班 担当：永井
0533-86-3151 内線(3337) FAX0533-84-7850（直通）
メールアドレス：ma308fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
- (8) 仕様内容に関する問い合わせ先
陸上自衛隊豊川駐屯地 業務隊 管理科 担当：高橋
0533-86-3151 内線(3317)

本公告は、陸上自衛隊豊川駐屯地 第308会計隊
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊
陸上自衛隊守山駐屯地 第408会計隊
陸上自衛隊春日井駐屯地 第408会計隊春日井派遣隊 のほか
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。



表紙含む計 5 枚

仕様書番号 6－120

(6) 豊川駐屯地高置水槽漏水補修

陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊

工事名称	(6) 豊川駐屯地高置水槽漏水補修					
図面名称	仕様書 (表紙)					
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	給排水係長		設計者
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊					図面番号	1 / 5

仕 様 書

調達要求番号	4RRA1AZ0183	作成部隊	豊川駐屯地業務隊
工 事 件 名	(6)豊川駐屯地高置水槽漏水補修	作成年月日	令和7年1月24日

- 1 工事場所
愛知県豊川市穂ノ原1－1 陸上自衛隊豊川駐屯地
- 2 工事概要
本仕様書は、陸上自衛隊豊川駐屯地200号建物屋上にある高置水槽の漏水箇所の補修を実施するものである。
- 3 一般事項
 - (1) 本工事は、本仕様書・図面・次の基準及び関係法令等を遵守して実施すること。
なお、仕様書に記載なき事項等については、事前に監督官と協議のうえ指示に従うこと。関係仕様書については次のとおり。
 - ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編(最新版)）
 - ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編(最新版)）
 - (2) 工事は、全て丁寧かつ確実に実施すること。
 - (3) 駐屯地規定により、喫煙は所定の位置で行ない、施工中及び歩行しながらの喫煙を禁止する。また、工事場所以外の立ち入りを禁止する。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は、監督官と協議し部隊側立会いのもとで立ち入ること。
 - (4) 工事時間は午前8時15分から午後5時までとする。なお事前に監督官と調整し了承した場合はこの限りでない。
 - (5) 自衛隊（宿舍含む）施設からの電気・給水は原則使用しないものとする。
 - (6) 受注者は、工事実施に先立ち、監督官と協議のうえ工事工程表を作成し、監督官に提出することとし、了解を得たのち工事を実施すること。
 - (7) 工事に際し、関係各官公署等への届出等が必要である場合については受注者の責任において迅速に処理すること。
 - (8) 工事に際し、製作図・承認図・図面及び見本等が必要であると考えられる場合、もしくは監督官から指示があった場合については速やかに監督官に提出し、承諾を得ること。
 - (9) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・実施中・見隠れ部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とし、作業完了後速やかに整理のうえ提出すること。
 - (10) 工事は受注者の責任施工とし、施工に際し破損した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。
 - (11) 着工に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は、図面より現地での取り合いを優先する。
 - (12) 現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行う。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合においては、請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
 - (13) 工事に際し、新設または既設部分への補強及び養生等が必要と思われる箇所については、適切に処置を施すこと。

- (14) 工事中の安全管理には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止のための措置を講ずるものとする。
- (15) 本工事で発生した金属類で売却可能なものについては、種類別に整理し、発生材調書とともに官側に引継ぐものとする。その他については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき、受注者の責任において適正に処分すること。
- (16) その他不明な事項等はその都度監督官と協議する。

4 特記事項

- (1) 高置水槽規格
(株) ベルテクノ 製造番号TJ8305 ステンレスパネルタンク
3,000×8,000×2,500mm 50m³
- (2) 漏水補修はメーカー等取扱業者の工事方法に遵守すること、また、事前調査を行い、漏水箇所を特定した後に施工手順を監督官に報告し承認を得たうえで着手すること。
- (3) 高置水槽は2層のため漏水箇所が両方の層にある場合は片側ずつ行うことを基準とし、断水が起きないように努めること。ただし、断水が必要な場合は監督官に報告し監督官の指示に従うこと。
- (4) 官側で実施した一時的な補修材及び苔等は溶接作業実施前に除去すること。
- (5) 漏水補修完了後、漏水調査を実施し異常がないことを確認した後に、高置水槽の清掃及び消毒を行うこと。清掃方法等については下記に示すとおりとする。
 - ア 作業衣及び使用器具は、受水槽等の清掃専用のものを使うこととし、作業にあたっては作業衣及び使用器具の消毒を行い、衛生的に行うこと。
 - イ 壁面等に付着した物質の除去は受水槽等の材質に応じ、適切な方法で行うこと。
 - ウ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水が管内の錆等が流入しないようすること。
 - エ 消毒薬は有効塩素50～100mg/lの濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液またはこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を使用すること。
 - オ 消毒は受水槽等内の全壁面、床及び天井の下面について消毒薬を高圧洗浄機等で吹き付け、若しくはブラシを使用して実施すること。
 - カ 消毒による排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は受水槽等内に立入らないこと。
 - キ 消毒後の水洗い及び受水槽等内への上水注入は消毒終了後30分以上経過してから行うこと。
 - ク 受水槽等水張終了後、給水を開始するときは受水槽等における水について水質検査及び残留塩素測定を実施すること。
 - ・水質検査：色度5度以下、濁度2度以下、臭気・味が異常でないこと
 - ・残留塩素：遊離残留塩素の場合0.2mg/l以上
 - ケ 補修開始日の前日までに作業員全員の腸内細菌検査成績書(6か月以内)を提出し、作業者が健康な状態で実施すること。

工事名称	(6)豊川駐屯地高置水槽漏水補修		
図面名称	仕様書		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	2 / 5

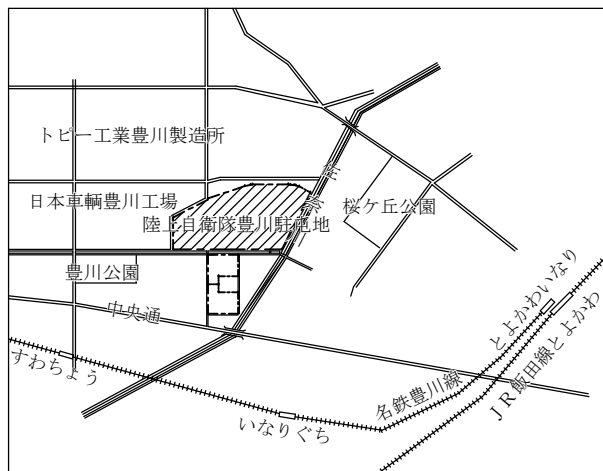
6 提出書類

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 工程表 | 1 部（契約後速やかに） |
| (2) 現場代理人届・略歴書 | 1 部（同 上） |
| (3) 打合せ簿 | 1 部（その都度） |
| (4) 着工・竣工届 | 1 部（契約後速やかに） |
| (5) 材料承認願 | 1 部（工事開始前までに） |
| (6) 材料等搬入報告書 | 1 部（同 上） |
| (7) 工事日誌 | 1 部（その都度） |
| (8) 工事写真 | 1 部（工事後速やかに） |
| (9) 腸内細菌検査成績書 | 1 部（工事開始の前日までに） |
| (10) その他指示された書類 | 1 部（その都度） |

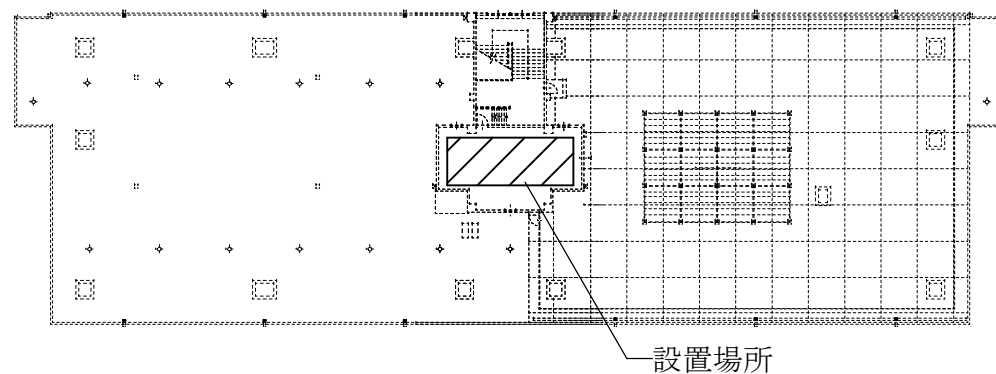
7 竣工検査

工事完了後、現場清掃を実施し A 4 ファイルに提出書類を整理のうえ監督官に提出し、検査官の実施する検査を受け、合格をもって工事完了とする。なお手直し事項が生じた場合については手直し完了後再検査を受け、合格をもって完了とする。

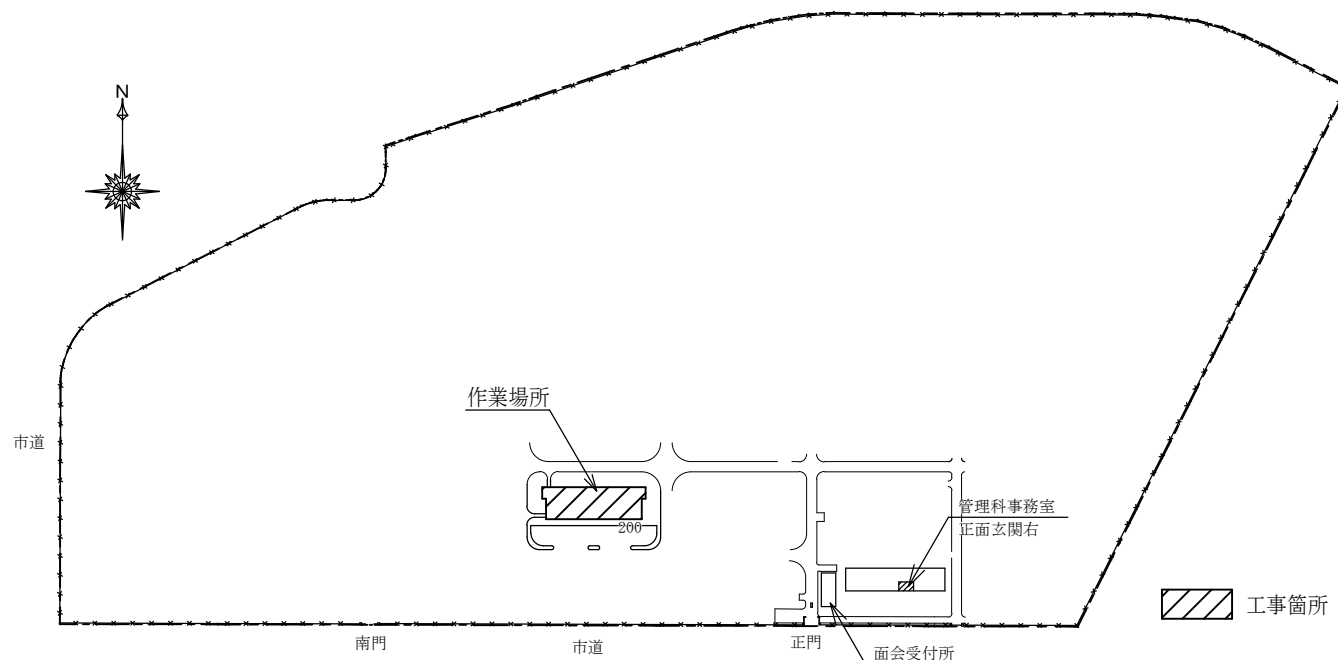
工事名称	(6)豊川駐屯地高置水槽漏水補修		
図面名称	仕様書（2）		
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	3 / 5



豊川駐屯地案内図 S=1/x

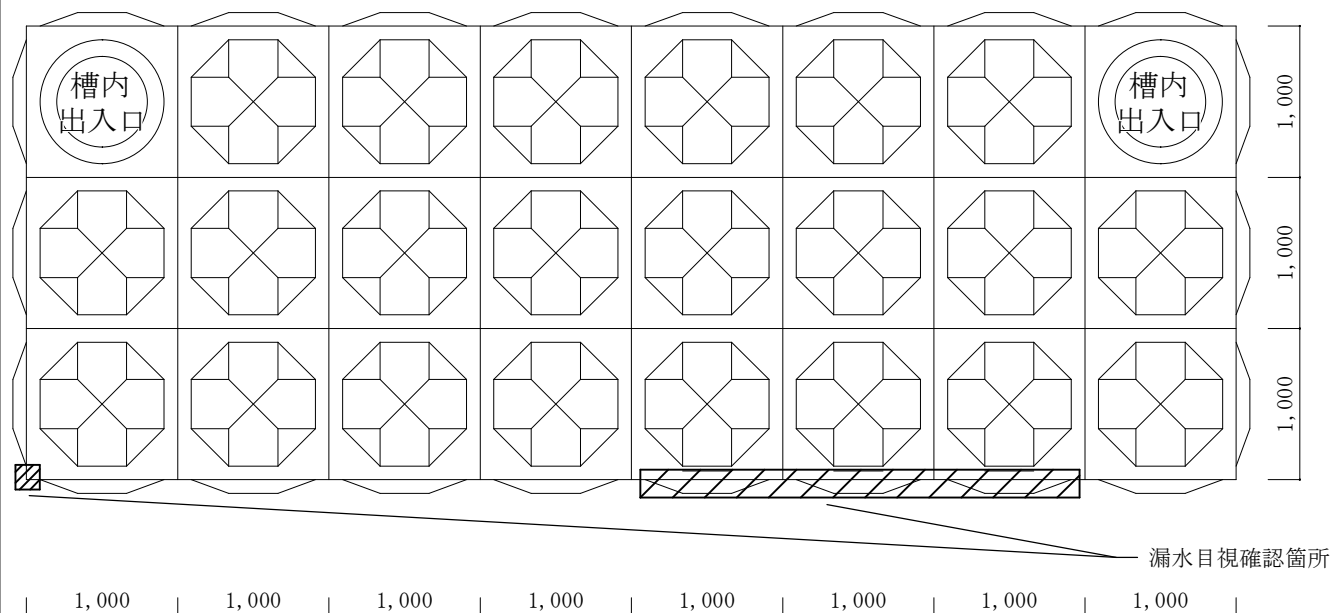


200号建物屋上平面図 S=1/500

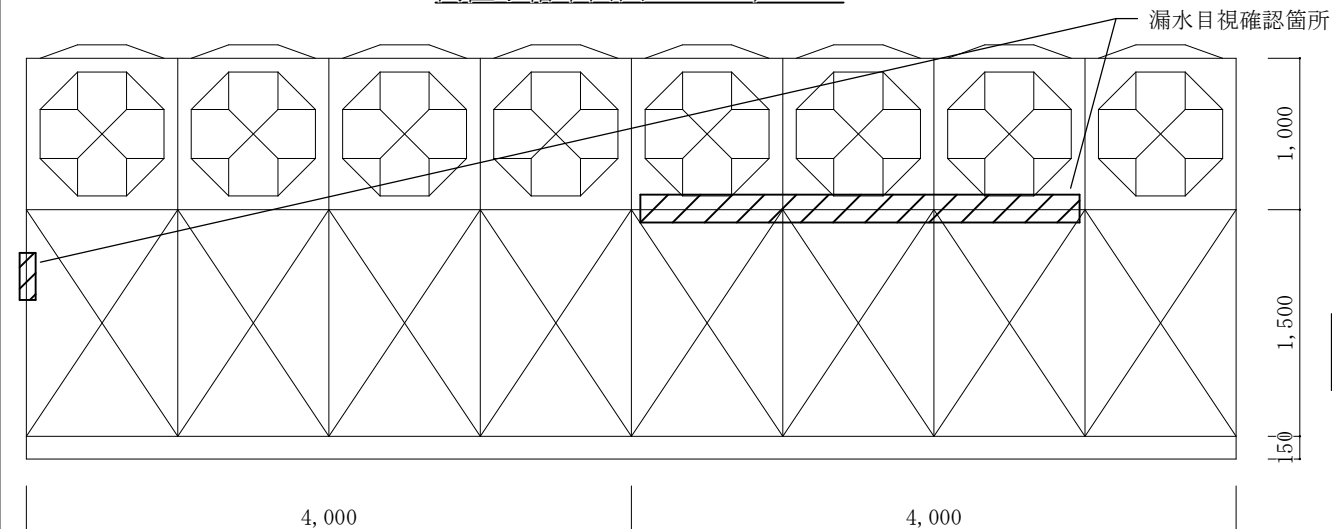


豊川駐屯地配置図 S=1/6,000

工事名称	(6) 豊川駐屯地高置水槽漏水修理		
図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	4 / 5



高置水槽平面図 S=1/50



高置水槽立面図 S=1/50

高置水槽規格
(株) ベルテクノ 製造番号TJ8305 ステンレスパネルタンク
3,000×8,000×2,500mm 50m³

- ・漏水補修はメーカー等取扱業者の工事方法に遵守すること。
- ・高置水槽は2層のため漏水箇所が両方の層にある場合は片側ずつ行うことを基準とし、断水が起きないように努めること。ただし、断水が必要な場合は監督官に報告し監督官の指示に従うこと。
- ・作業開始日の前日までに作業者全員の腸内細菌検査検査成績書を提出し、作業者が健康な状態で実施すること。

工事名称	(6) 豊川駐屯地高置水槽漏水修理		
図面名称	高置水槽平面図・立面図	縮尺	図示
陸上自衛隊豊川駐屯地業務隊		図面番号	5 / 5

入札書

分任契約担当官
陸上自衛隊豊川駐屯地
第308会計隊長 藤岡 由裕 殿

履行場所:仕様書のとおり
履行期限:令和7年3月31日

No.	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
1	(6) 豊川駐屯地高置水槽漏水補修	仕様書のとおり	式	1			
		－ 以 下 余 白 －					
	入札金額の内訳が確認できる書類の提出をお願い致します。						
	合 計						

市価調査書については、
FAXでの提出で結構です。

[illegible]